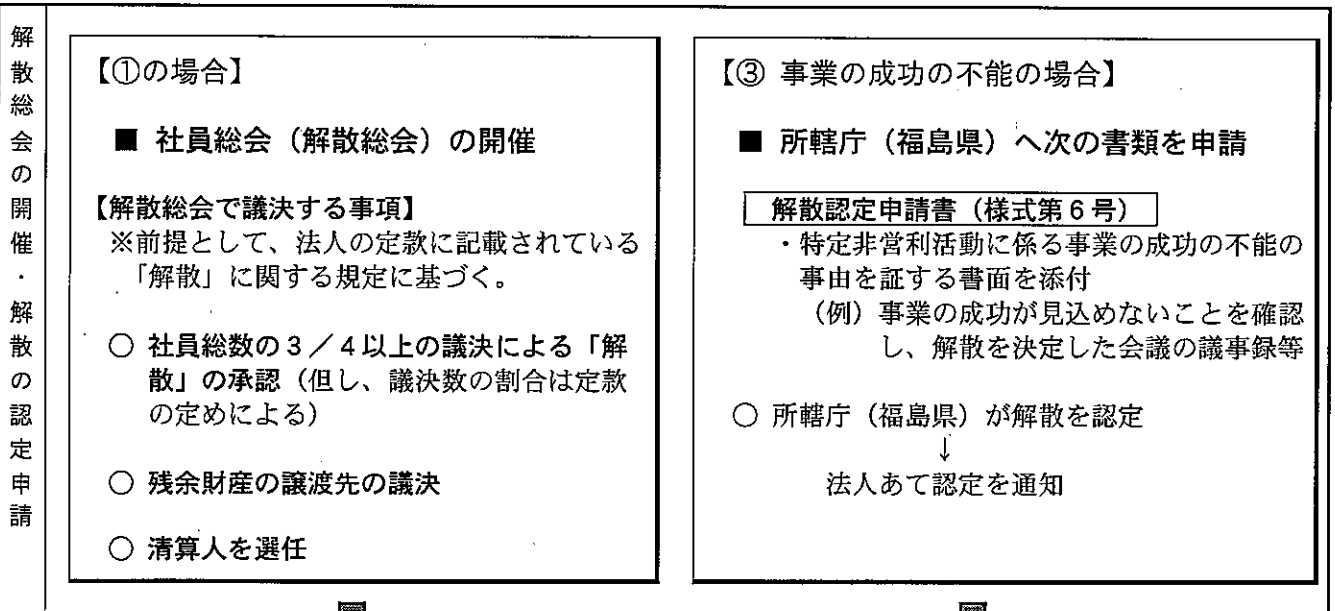


特定非営利活動法人を解散する場合の手続きについて

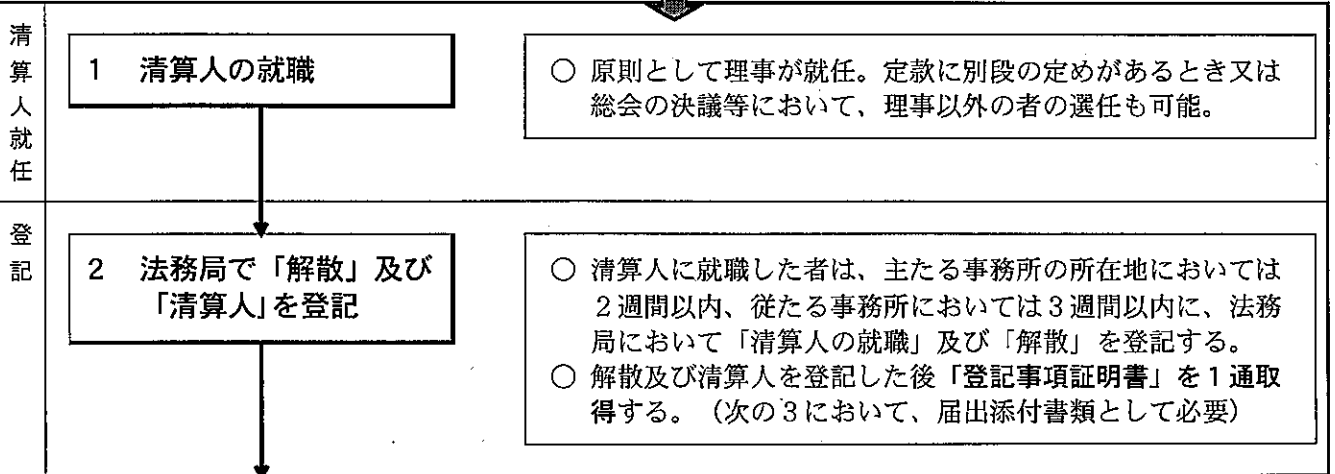
解散をする場合には、解散の事由に応じて、それぞれの流れにより手続きを行うことになります。

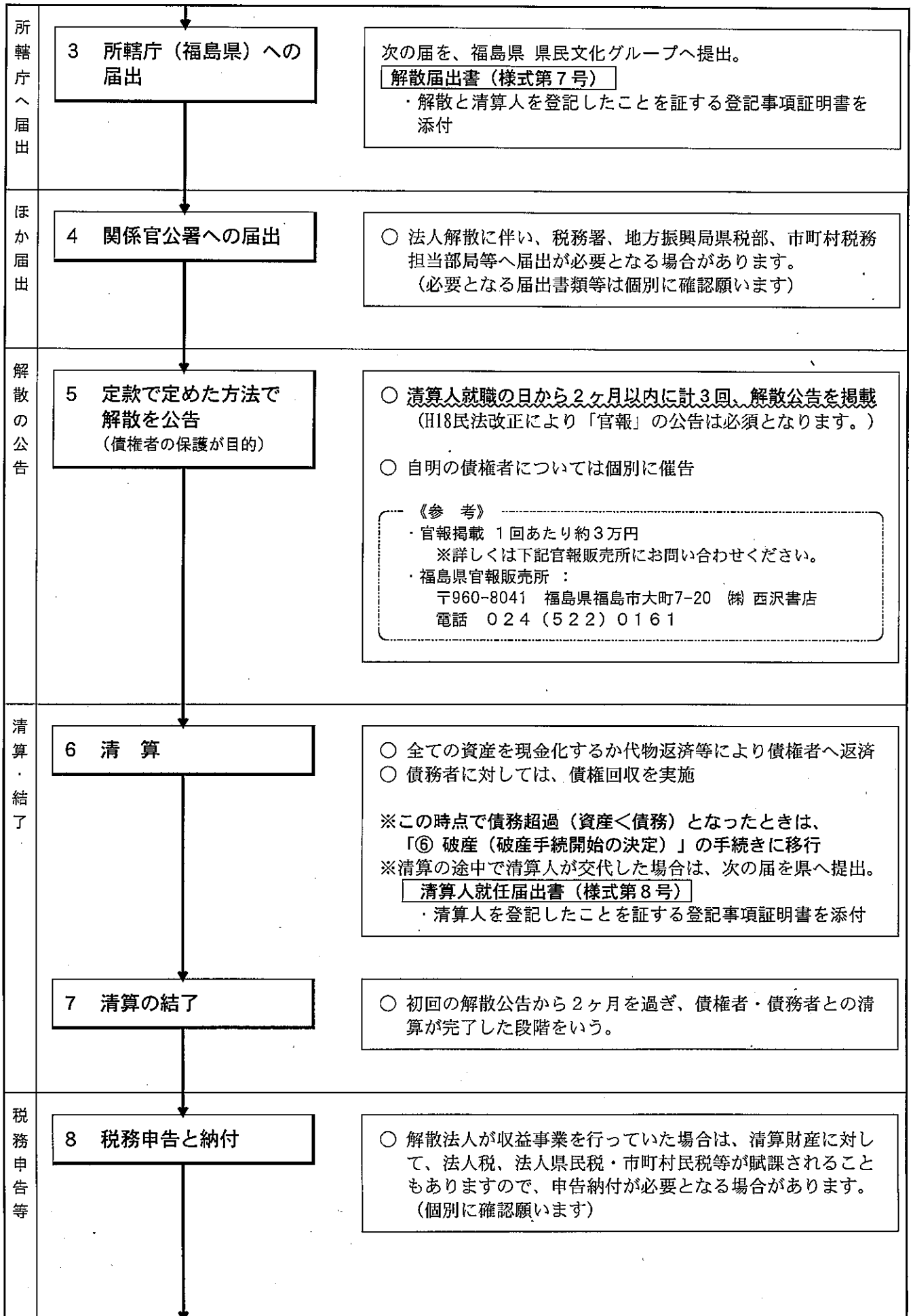
【解散の事由】

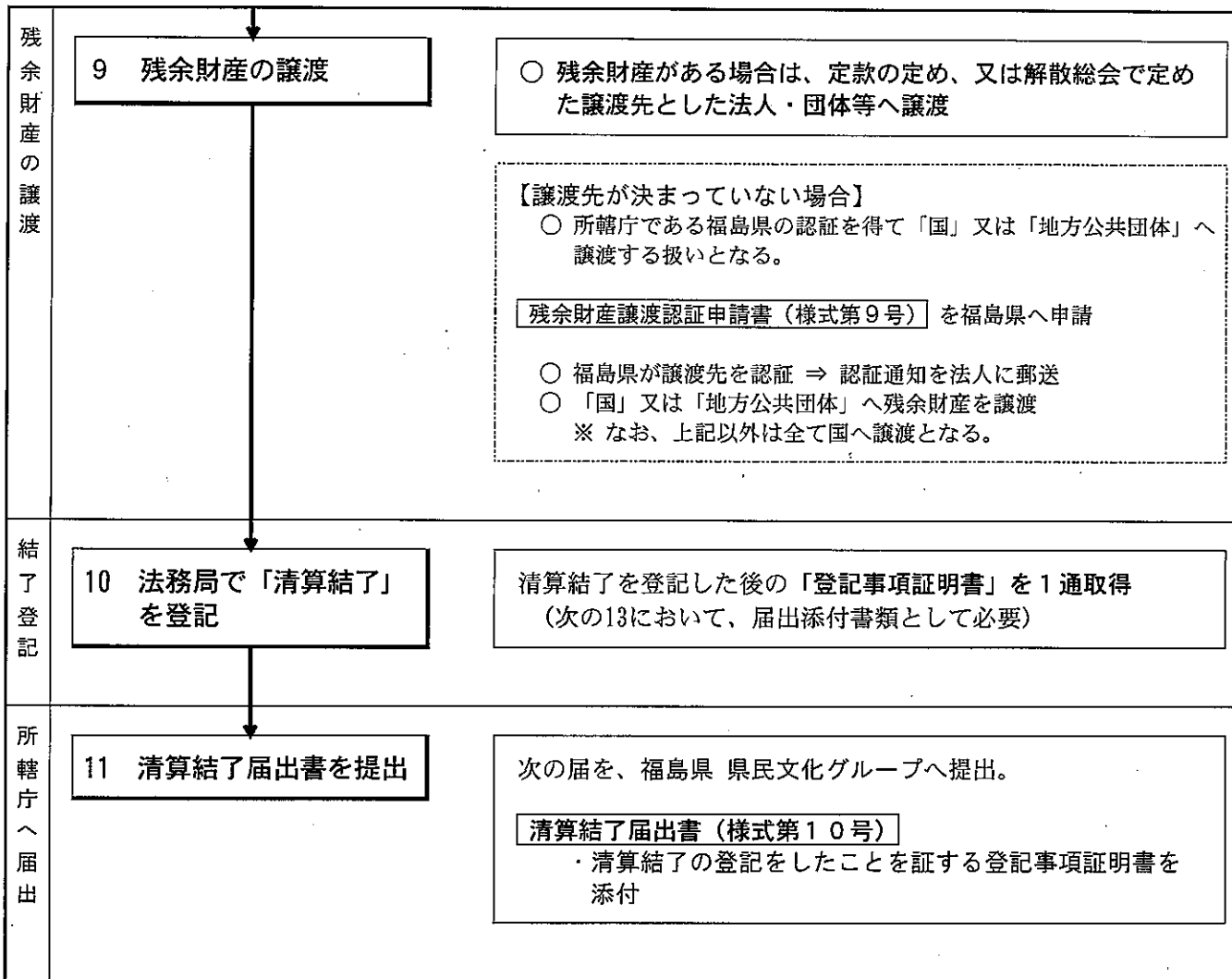
- ① 社員総会で「解散」を決議した場合
- ② 定款で定めた解散事由が生じた場合
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の場合（見込みが全くなかった場合）
- ④ 社員の欠乏の場合（社員が1人もいなくなった場合）
- ⑤ 他の特定非営利活動法人と合併した場合 ⑤合併を参照
- ⑥ 支払が不能となった又は債務超過により破産手続開始の決定を受けた場合 ⑥破産を参照
- ⑦ 法の違反により、所轄庁から認証を取り消された場合
（事業報告書を3年間未提出、所轄庁からの改善命令に従わない場合など）



NPO法人の解散
（②・④の解散事由が発生した場合は、その時点で解散となる）

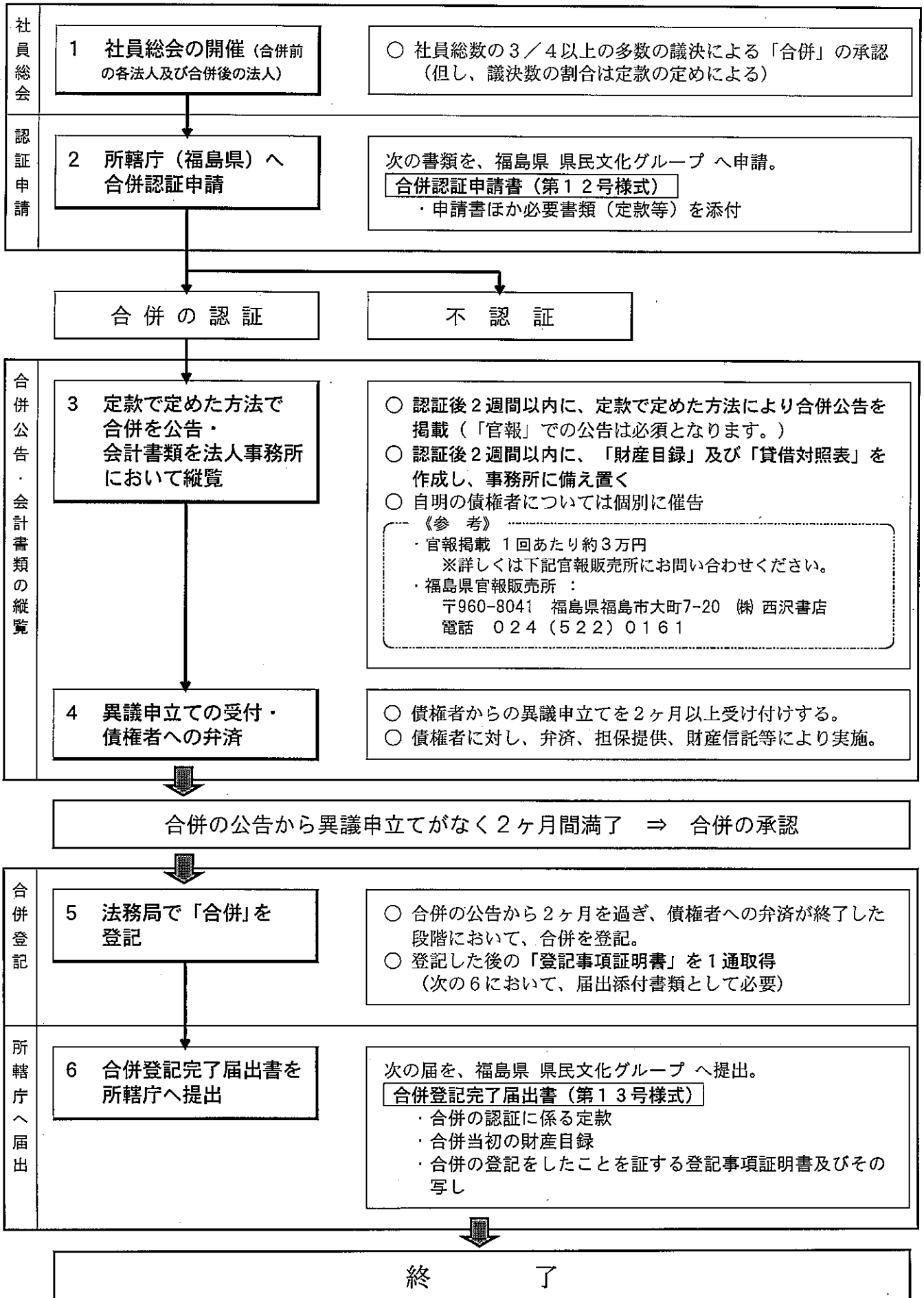






終 了

【⑤ 合併の場合】



【⑥ 破産（破産手続開始の決定）の場合】

破産の場合、破産法に基づき、解散前若しくは解散後に次のとおりの事務処理を行うこととなりますが詳細については、裁判所で確認してください。

なお、破産の場合は、基本的に裁判所の管轄となりますが、NPO法人の所轄庁である福島県に対して「解散届出書（第8号様式）」・「清算終了届出書（第11号様式）」の提出が必要となります。

